

京都市告示第87号

京都市長寿すこやかセンター条例第13条の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで京都市長寿すこやかセンターの管理を次のとおり委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榎本 頼 兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲等
社会福祉法人京都市 社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上 ノ口上る梅湊町83番地の 1	1 京都市長寿すこやかセンター（京都市市民活動総合センター、京都市福祉ボランティアセンター及び京都市景観・まちづくりセンターとの共用施設に係るものを除く。以下「センター」という。）を設置目的に従って利用に供すること。 2 センターの施設、付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。 3 前各号に掲げるもののほか、センターの管理等に関し、市長が必要と認める事項。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)